平成２２年（フ）第６０６号
大阪府富田林市寺池台４丁目１番310―104号
債務者　広道　　巧
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６２３号
堺市西区浜寺石津町東３丁10番５―306号、前住所兵庫県尼崎市武庫町４丁目１番５―202号
債務者　島田　敏宏
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６２９号
大阪府羽曳野市古市５丁目７番16号
債務者　大西　恵子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６４２号
大阪府柏原市法善寺４丁目９番35号、前住所大阪府柏原市法善寺１丁目13番20号
債務者　西山　恵美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６５４号
堺市南区槇塚台３丁23番11号
債務者　村田　充広
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６５８号
大阪府富田林市喜志町１丁目８番33号　15
債務者　榊原　貞二
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６９１号
堺市堺区香ヶ丘町１丁８番７号　川崎文化２号、前住所堺市堺区香ヶ丘町１丁８番18号
香ヶ丘単身ハイツ11号
債務者　日浦　正藏
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７００号
大阪府羽曳野市高鷲５丁目４番４―403号
債務者　丁野エリ子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７０４号
大阪府松原市天美東９丁目４番21号
債務者　嶋田　晴美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第９４６号
岩手県八幡平市大更第25地割７番地３
債務者　伊藤　早苗
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２９７号
盛岡市松園３丁目11番10―32号
債務者　吉田　　明
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３１２号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第９地割335番地　アドラシオンⅡＡ102号
債務者　渡辺　友子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９９号
福島県会津若松市住吉町22番43号、住民票上の住所福島県会津若松市東年貢２丁目１番46号　レジデンスＭＡＹⅡ202号
債務者　佐藤かおり
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
群馬県高崎市井野町860番地11
債務者　五月女裕一
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１４８号
群馬県高崎市井野町860番地11
債務者　五月女広子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１５４号
群馬県高崎市箕郷町生原477番地１
債務者　佐藤美津代
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第７９号
新潟県阿賀野市安野町12番30号
債務者　村木　　愛
1　決定年月日時　平成22年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
新潟地方裁判所新発田支部